

確認してみましょう！ 私は申告が **必要？** **不要？** この図は、申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安ですので、当てはまらない場合があります。

スタート

平成29年中に収入がありましたか？

ある

収入の内容は？

- ① 公的年金収入のみで、その合計が400万円以下
- ② 1カ所からの給与収入のみ
- ③ ①・②以外

③

ない

あなたは家族の人の税法上の扶養親族(16歳未満を含む)ですか？

はい

申告は不要です

いいえ

申告の義務はありませんが、所得(課税)証明書の発行や、国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定・軽減判定などに必要なため、平成29年中の所得がなくても市民税・県民税の申告をすることをお勧めします。

①

公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除内容に変更や追加がありますか？

ある

所得税等の還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。

ない

申告は不要です

②

年末調整を受けており、その内容に変更や追加はありますか？

ある、または年末調整を受けていない

所得税等の額が増える人や還付を受ける人は確定申告が必要です。それ以外の人は市民税・県民税の申告をしてください。

ない

申告は不要です

次のA～Dのいずれかに該当しますか？

- A** 1カ所からの給与収入があり、給与所得および退職所得以外の所得金額の合計が20万円を超える
- B** 2カ所以上からの給与収入があり、従たる給与の収入金額と、給与所得や退職所得以外の各種所得の金額との合計が20万円を超える
- C** 公的年金の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える
- D** 上記A～C以外の人で、平成29年1年間の所得の合計が、所得控除額の合計を超える

A～Dのいずれか

原則、確定申告が必要です

A～Dには該当しない

市民税・県民税の申告をしてください

医療費控除における改正点について

【医療費控除の申告手続きの改正点】

従来は医療費等の領収書の添付等に代わり、「医療費控除に関する明細書」を添付する方式に改められました。これに伴い、医療費控除に関する明細書として、被保険者の氏名や療養を受けた年月、自己負担額などの一定の記載要件を満たす医療費通知が利用できるようになりました。

なお、平成32年度個人住民税(平成31年分所得税)まではこれまでの申告手続きも利用できます。

※津市国民健康保険および三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知については、一定の記載要件を満たさないため利用できません。



【セルフメディケーション税制の創設】

健康の保持増進および疾病の予防として、人間ドックや予防接種、健康診断、がん検診等の一定の取り組みを行っている者が、自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係るスイッチOTC医薬品を購入した場合において、この制度を選択できるようになりました(従来は医療費控除と同時に選択することはできません)。

申告に必要な資料

- ① 一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類
- ② スイッチOTC医薬品の領収書等または領収書等に基づき作成した明細書

※限度額等の制限がありますので、詳しくは市民税課(☎229-3130)までお問い合わせください。